

令和7年度公用車10台一括売払い仕様書

1 売払い車両内訳

10台一括（個別での売払いは行いません）

別紙「売払い車両一覧」のとおり

2 支払いについて

(1) 支払期限 令和8年2月12日（木）

(2) 契約締結後、売扱人が発行する納入通知書により、代金を支払期限までに納入し、領収書の写しを提出してください。

3 車両の引取りについて

(1) 引取期限 令和8年3月4日（水）

(2) 引取場所 千葉市新港清掃工場 千葉市美浜区新港226番地1 他
別紙「売払い車両一覧」のとおり

(3) 各引取場所からの引取りは、入金確認後から令和8年3月4日（水）までの期間内に行ってください。

(4) 引取日における引取時間は、原則として9時30分から16時30分までの間とします。

(5) 買受人は、車両の引取日時について事前に各車両管理担当者と調整した上で決定し、日程一覧表を作成し、売扱人に提出してください。

4 売払いの条件

(1) 千葉市は契約不適合責任を負いません。また、引取り後の不調や故障についての保障は一切行いません。なお、事故、災害発生の場合は、すべて買受人の責任において処理してください。

(2) 転売または部品取りの制限はしません。車両の引取りまでに各車両の取扱い（車両本体及び部品の転売、解体等）について、千葉市会計室に報告書（任意様式）を提出してください。

(3) 車両の搬送については買受人の責任の下で行ってください。搬送等に係る手続き及び費用については、買受人が負担するものとします。

なお、搬送中に事故等が発生した場合は、千葉市は一切の責任を負いません。

(4) 車両引取り時に受領証（任意様式）を提出してください。

(5) 車両引取り後売扱人が指定する期間内に、名義変更または廃車手続きを行ってください。名義変更をする場合は変更したことを証明する書類の写し、廃車手続き等を行う場合は廃車したことを確認できる書類の写しを速やかに提出してください。

(6) 上記手続きについては、道路運送車両法の規定に基づき行ってください。また手続きに必要となる書類は買受人が全て用意するものとし、諸費用は買受人の負担とします。

(7) 売却車両に記載された市名等の表示を消去し、消去したことが確認できる画像データを電子メールにて提出してください。

5 引取後の処理

売扱車両は千葉市会計室が一時抹消登録を行います。引取り時点で自動車登録番号（ナン

バープレート）はありません。

(1) 名義変更する場合

ア 「一時抹消登録証明書」、「譲渡証明書」、「委任状」をお渡しますので、「所有者移転登録（名義変更）」または「所有者変更記録申請」の手続きを行ってください。手続きに係る費用は全て買受人の負担とします。

イ 入札金額にリサイクル預託金は含めません。売扱人が後日発行する納入通知書により令和8年3月27日（金）までにリサイクル預託金を納付してください。

(2) 廃車手続きをする場合

ア 買受人は、売扱人から「委任状」を受領した上で、車種に応じて関東運輸局千葉運輸支局又は軽自動車検査協会に、「自動車重量税還付申請又は永久抹消登録申請（解体届出）」を提出してください。

イ 買受人は、車種に応じて関東運輸局千葉運輸支局又は軽自動車検査協会が発行する「解体届出手続き完了のお知らせ」を売扱人に提出してください。

ウ 買受人は前号の解体通知の発行後、自動車リサイクルシステムにより解体状況を確認できる画面を売扱人に提出してください。

エ 前2号の提出期限は、令和8年3月13日（金）とします。

オ 廃車に伴いリサイクル手数料の追加預託が必要となった場合、買受人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターに追加預託した後、「[B券] 使用済自動車引取証明書」を添付し、売扱人が指定する区分に分けた請求書を提出してください。

カ 自動車重量税の還付がある場合は売扱人の指示に従い納入してください（買受人は「自動車重量税還付申請書 付表1」を売扱人に提出していただきます）。

キ 前2号の請求期限及び提出期限は、令和8年3月27日（金）とします。

6 車両の確認

実際の車両を確認したい場合は、下記期間に確認することができます。なお、確認しない場合でも写真をもって車両を確認したものとします。

(1) 確認期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月16日（金）までの土日祝日を除く午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時まで（最終日は午前11時30分まで）

(2) 確認場所

千葉市新港清掃工場 千葉市美浜区新港226番地1 他
別紙「売扱車両一覧」のとおり

(3) 申込方法

令和7年12月26日（金）正午までに千葉市会計室宛に電子メールで、事業者名、担当者名、参加人数、連絡先、希望日（第3希望まで記載のこと）を記入のうえ、申込を行ってください。車両によって確認場所や所管課が異なります。都合により希望に添えない場合がありますので、希望がある場合は早めに連絡してください）。

会計室電子メールアドレス : kaikei.AU@city.chiba.lg.jp

7 その他

この仕様書に定めの無い事項に疑義が生じた場合は、買受人と売扱人の間で別途協議を行うものとします。